

---

# 大森赤十字病院 こども憲章

## こどもの権利

---

大森赤十字病院は、公益社団法人日本小児科学会策定の「医療における子ども憲章」を遵守します。憲章には守るべき以下の権利が定められています。

1. 人として大切にされ、自分らしく生きる権利
2. こどもにとって一番よいこと(最善の利益)を考えてもらう権利
3. 安心・安全な環境で生活する権利
4. 病院などで親や大切な人といっしょにいる権利
5. 必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利
6. 希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利
7. 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利
8. 自分のことを勝手にだれかに言われない権利
9. 病気の時も遊んだり勉強したりする権利
10. 訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利
11. 今だけでなく将来も続けて医療やケアを受ける権利

本憲章の詳細な内容は、日本小児科学会ホームページをご覧ください。

---

---

# にゆういんされた あなたへ

< おおもりせきじゅうじびょういん こどもけんしょう >

## こどものけんり

あなたは、あなたのびょうきをなおすために、「おおもりせきじゅうじびょういん」ににゆういんすることになりました。にゆういんちゅうに、こまったことがあつたら、いつでもせんせいやかんごしさんにそうだんしてくださいね。

あなたにはつぎの「けんり(きまり)」がやくそくされています。

1. ひととして たいせつにしてもらう「けんり」
2. いちばんよいてあてや ちりょうを かんがえてもらう「けんり」
3. あんぜんなばしよで あんしんして せいかつする「けんり」
4. おとうさんやおかあさん、たいせつなひとといっしょにいる「けんり」
5. からだのぐあいをおしえてもらい、きぼうをつたえる「けんり」
6. きぼうがかなわないときに、そのりゆうを おしえてもらう「けんり」
7. さべつされず、こころやからだを きずつけられない「けんり」
8. じぶんのことを かってにほかのひとに はなされない「けんり」
9. にゆういんちゅうでもあそんだり、べんきょうしたりする「けんり」
10. せんもんのひとたちから、ただしいおせわをうける「けんり」
11. たいいんしたあとも、おせわをうけて ささえてもらう「けんり」

—たんとうの せんせい かんごし より—

---